

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング

2. 日時：令和3年3月15日（月）17時00分～17時25分

3. 場所：
原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
塩川上席安全審査官、島村安全審査官、井上技術研究調査官
原子力規制企画課 火災対策室
守谷室長、田邊係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所バックエンド技術部 課長 他4名
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室
担当者 他1名

5. 議事要旨

○原子力規制庁から、第398回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（令和3年3月15日）において、日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設に係る設計及び工事の計画の認可申請に関する指摘事項について、以下のとおり補足説明を行った。

- (1) 第2廃棄物処理棟のセル排風機について、セル排風機の火災時に隣接するセル排風機が健全であることを確認するため、セル排風機を覆う鋼製ボックス間の距離、火災時に隣接するセル排風機の温度に関する評価結果を説明すること
- (2) 第2廃棄物処理棟のドラム詰室における火災の発生防止及び火災の感知並びに消火ができることを説明すること
- (3) 第2廃棄物処理棟のドラム詰室に保管廃棄しているアスファルトを充填したドラム缶について、水噴霧消火設備による冷却により自然発火を防止できることを、温度評価をもとに説明すること
- (4) 第2廃棄物処理棟のドラム詰室において、可燃性ガスの感知及び排気により可燃性ガスが充満しないことを、可燃性ガスの密度、可搬式局所排気装置の排気能力をもとに説明すること

(5) 第2廃棄物処理棟のドラム詰室における火災については、消火後の再燃発火の防止の実効性を説明すること

○原子力機構から、上記(1)から(5)の指摘事項について了解し、今後の審査会合又はヒアリングで説明する旨の回答があった。

6. 配付資料
なし